

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 循環型社会形成推進交付金の交付等を通じた広域化・集約化の推進</p> <p>市町村は、処理施設を更新又は基幹的設備改良事業を実施しようとする場合、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、地域計画を作成し、環境省の承認を受けた上で交付金の交付を受けることとされている。</p> <p>地域計画の作成や処理施設の更新等に当たっては、次のとおり、交付金の広域化・集約化に関する要件が設けられている。</p> <p>① 交付金の交付対象地域は、人口 5 万人以上又は面積 400 ㎥以上の計画対象地域を構成する市町村とする。ただし、離島地域、過疎地域等は、これらの要件に該当しない場合も対象となる。</p> <p>地域計画を作成しようとする市町村がこの人口規模、面積に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化を図ることとされている（「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（平成 17 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「地域計画作成マニュアル」という。))。</p> <p>② 平成 21 年度から交付金の交付対象事業として「高効率ごみ発電施設」の整備に係る事業が創設され、交付率 2 分の 1 の要件の一つとして、「原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力 300t/日以上施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）」が設けられており、広域化への誘導を図ることとされている。</p> <p>今回、調査対象 14 都道府県等における広域化・集約化に係る施策の実施状況等について調査した結果、現行の広域化・集約化に係る施策の誘導効果は限定的な状況がみられた。</p> <p>ア 現行の広域化・集約化に係る施策の実施状況等</p> <p>いわゆる「平成の大合併」により、市町村数が、約 3,200 から 1,747 に減少（平成 27 年 1 月 1 日現在）しているが、人口のない 6 市町村を除いた 1,741 市町村から、交付金の交付対象要件（地域計画の対象地域の要件）である人口 5 万人以上又は面積 400 ㎥以上を有する市町村、適用外とされる沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域の市町村を除くと、348 市町村（20.0%）しか残らない。さらにそこから一部事務組合等（人口要件又は面積要件を満たしているもの）に加入する市町村を除くと 70 市町村（4.0%）しか残らず、ほとんどの市町村が単独で地域計画を作成し、交付金の交付が受けられる状況となっている。</p>	<p>表 1－⑨－ii （再掲）</p> <p>表 3－(2)－①</p> <p>表 3－(2)－②</p> <p>表 3－(2)－③</p>

また、14 都道府県の中には、県の二次計画上、2 市で構成される広域ブロックにおいて、各市が設置するごみ焼却施設については、1 施設に集約する目標が設定されているが、集約化の時期や方針を定めないまま、各市で基幹的設備改良事業を実施し、延命化を図っている例がみられた。これら 2 市の人口はそれぞれ 5 万人以上であり、広域化・集約化を図らずとも単独で地域計画を作成し、交付金の交付が受けられる状況となっている。

表 3- (2) - ④

このように、現行の交付金の交付対象要件は、ほとんどの市町村が単独で地域計画を作成できる状況となっており、市町村を広域化へ誘導する効果が乏しい状況となっている。

また、平成 25、26 年度に実施された高効率ごみ発電施設の整備に係る 42 事業の広域化・集約化の取組状況をみると、広域化・集約化の取組（一部事務組合の設立や加入、他市町村のごみの受入れ等）が行われているのは 11 事業（26.2%）にとどまっている一方、広域化・集約化の取組が行われていない 31 事業のうち、300 t/日未満の施設を整備するものが 22 事業と約 7 割を占めていることから、当該交付要件の広域化への誘導効果は限定的と考えられる。

さらに、前述の単独で地域計画を作成できない 70 市町村（4.0%）におけるごみの処理状況をみると、i）市町村設置施設による単独処理が 37 市町村（52.9%）、ii）加入する一部事務組合（人口要件又は面積要件を満たしていないもの）設置施設による処理が 9 市町村（12.9%）、iii）他の市町村、民間事業者等への委託処理が 24 市町村（34.3%）となっている。これら市町村の中には、隣接市と共同でごみ焼却施設の整備を進めるなど、広域化・集約化に取り組んでいるものがみられる一方、他の地域からのごみの持込みに受入側の行政や住民からの抵抗が強いこと等から広域化・集約化に二の足を踏み、今後のごみの適正な処理に懸念のあるものもみられる。このため、こうした市町村が広域化・集約化を進めやすくする方策が必要であると考えられる。

表 3- (2) - ⑤

一方、前述項目 3(1)エのとおり、広域化・集約化を図ろうとするものの、進捗せず、計画が頓挫等している例（4 事例）がみられ、いずれの事例も、ごみ焼却施設の建設候補地決定のための地元との調整が困難又は難航している状況となっている。

表 3- (1) - ⑰
(再掲)

しかし、二次計画を策定・運用中の 3 県、一次計画において 10 年以上の計画期間を設定し、現在も運用中の 3 道府県及び計画期間が終了した一次計画を引き続き指針として運用中の 2 県の計 8 道府県における市町村に対する支援の実施状況をみると、そのほとんどが会議への参加、制度説明や情報提供にとどまっており、こうした背景には、廃掃法上、一般廃棄物の処理業務は市町村の自治事務、責務で行うものであり、都道府県は、市町村に対して必要に応じて技術的援助を与えるとされていることがあると考

表 3- (2) - ⑥

えられる。

イ 都道府県の意見等

調査対象 14 都道府県の中には、同一ブロック内の他の一部事務組合と共同処理ができなかった一部事務組合は、豪雪地帯の特例を適用しなくとも、面積要件でゴミ焼却施設の新設を単独で申請することができる条件下にあるとしている都道府県がみられた。

また、交付金制度等において、新たな広域連携、一部事務組合などの組織化やその運営に要する経費への助成、処理施設の立地自治体への優遇措置など、広域化を加速化できるよう制度の充実を国に要望している都道府県もみられた。

【所見】

したがって、環境省は、処理施設の効果的かつ効率的な整備及び広域化・集約化の促進を図る観点から、地方公共団体に示す今後の広域化・集約化の考え方や推進方策等を踏まえ、地域の実情も勘案しつつ、交付金を含む広域化・集約化に係る施策について、所要の見直しを行う必要がある。

表 3- (2) - ⑦

表 3- (2) -① 「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平成 17 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)

<p>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</p> <p>(1) 対象地域 対象となる地域(対象都道府県市町村名、一般廃棄物処理対象区域の面積及び人口) 対象地域図(資料として添付)</p> <p>(2) 計画期間 計画の設定期間(年次)…5年を標準とし、必要に応じ設定</p> <p>(3) 基本的な方向 計画の目的、計画により地域が目指す姿について</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>◎ 対象地域設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な循環の利用や処分を確保するためには、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理を行うことが有効であり、そのため、循環型社会形成推進交付金制度においては、その交付対象地域に人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上という規模の下限を設けている。 なお、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とされている。 計画を作成しようとする市町村がこの規模要件に満たない場合、近隣市町村とともに<u>一般廃棄物処理の広域化を図ることとする</u>。計画対象地域の設定に当たっては、既に都道府県において策定されている広域化計画のブロック割り等を考慮する。

(注) 下線は当省が付した。

表 3- (2) -② 「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(抜粋)

<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">循環型社会形成推進交付金交付取扱要領</p> <p>14. 交付対象事業の範囲</p> <p>交付対象事業は、次に掲げる事業であって、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が 10,000 千円以上となるものであること(ただし、浄化槽設置整備事業、施設整備に関する計画支援事業及び廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業についてはこの限りではない。)</p> <p>(1) 新設(更新を含む。以下同じ。)に係る事業</p> <p>新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表 1 の第 1 項から第 7 項まで、第 12 項、第 16 項及び第 17 項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。</p> <p>なお、以上のほか、<u>各事業についての要件</u>は次のとおりである。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ. <u>高効率ごみ発電施設</u>については、発電効率 23%相当以上(規模により異なる。)の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、<u>原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること(焼却能力 300 t/日以上)の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。</u>及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。</p> <p>コ～シ (略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

表3- (2) - ③ 単独で交付金の交付対象とならない市町村数

都道府県名	市町村数 a	人口5万人以上又は面積400km ² 以上の市町村数 b	沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域にある市町村数 c	左記要件以外の市町村数 $d = a - (b + c)$	左記dのうち、広域連合又は一部事務組合を構成し、人口5万人以上又は面積400km ² 以上となる市町村数若しくは構成する市町村が離島地域等のため適用外となる市町村数 e	単独で交付金の交付対象とならない市町村数 $f = d - e$
北海道	179	16	162	1	1	0
青森県	40	6	32	2	2	0
岩手県	33	7	26	0	0	0
宮城県	35	11	8	16	16	0
秋田県	25	6	19	0	0	0
山形県	35	5	29	1	1	0
福島県	59	11	29	19	19	0
茨城県	44	22	3	19	15	4
栃木県	25	11	3	11	10	1
群馬県	35	12	15	8	6	2
埼玉県	63	40	1	22	19	3
千葉県	54	29	10	15	14	1
東京都	62	49	10	3	2	1
神奈川県	33	17	2	14	2	12
新潟県	30	12	17	1	1	0
富山県	15	5	8	2	2	0
石川県	19	6	13	0	0	0
福井県	17	5	12	0	0	0
山梨県	27	6	10	11	8	3
長野県	77	13	39	25	24	1
岐阜県	42	13	11	18	17	1
静岡県	35	16	9	10	6	4
愛知県	54	35	5	14	13	1
三重県	29	10	13	6	3	3
滋賀県	19	12	7	0	0	0
京都府	26	13	8	5	5	0
大阪府	43	33	1	9	3	6
兵庫県	41	17	10	14	12	2
奈良県	39	8	15	16	5	11
和歌山県	30	6	24	0	0	0
鳥取県	19	2	17	0	0	0
島根県	19	5	14	0	0	0
岡山県	27	6	16	5	4	1
広島県	23	9	10	4	4	0
山口県	19	10	8	1	1	0
徳島県	24	3	11	10	5	5
香川県	17	6	8	3	3	0
愛媛県	20	6	11	3	3	0
高知県	34	3	27	4	4	0
福岡県	60	20	17	23	21	2
佐賀県	20	5	6	9	8	1
長崎県	21	4	12	5	2	3
熊本県	45	9	24	12	12	0
大分県	18	6	11	1	1	0
宮崎県	26	7	13	6	4	2
鹿児島県	43	7	36	0	0	0
沖縄県	41	0	41	0	0	0
	1,741	560	833	348 (20.0%)	278	70 (4.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、次の公表資料に基づき作成した。

①平成27年1月1日住民基本台帳人口 ②平成26年全国都道府県市区町村別面積調 ③離島振興対策実施地域一覧(平成27年4月1日現在) ④豪雪地帯道府県別市町村数(平成27年4月1日現在) ⑤振興山村一覧表(平成27年4月1日現在) ⑥半島振興対策実施地域対象市町村一覧(平成25年4月1日現在) ⑦過疎地域市町村等一覧(平成26年4月1日) ⑧広域連合一覧(平成26年7月1日現在)

3 本表においては、1,747市町村から人口のない北海道の次の6村を除いた。

①色丹郡色丹村 ②国後郡泊村 ③国後郡留夜別村 ④択捉郡留別村 ⑤紗那郡紗那村 ⑥薬取郡薬取村

4 ()内は、市町村数に占める割合を示す。

表 3- (2) -④ 施設を集約化する目標が設定されているにもかかわらず、集約化の時期・方針を定めず、各市が単独で基幹的設備改良事業を実施している例

第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（計画期間：平成 20 年度～29 年度）の尾張西部ブロック（構成市：稲沢市、一宮市の 2 市）については、各市が設置する 2 施設を 1 施設に集約化する目標が設定されている。しかし、当該ブロックにおいては、集約化の時期や方針を定めないまま、稲沢市が平成 25 年度から 27 年度にかけて、一宮市が 26 年度から 29 年度にかけて、それぞれ基幹的設備改良事業を実施し、施設の延命化を図っている。

また、これら 2 施設の稼働年度は、稲沢市が平成 11 年度、一宮市が 10 年度と近接している。

なお、2 市の人口は、稲沢市が 137,950 人（平成 22 年 4 月 1 日現在）、一宮市が 386,447 人（25 年 4 月 1 日現在）となっており、各市は交付金の交付対象地域の要件である人口 5 万人以上を満たしている。

（注） 当省の調査結果による。

表 3- (2) -⑤ 単独で交付金を受けられない市町村におけるごみの処理状況

（単位：市町村、％）

単独で交付金を受けられない市町村数	70 (100)
① 市町村の単独処理	37 (52.9)
② 一部事務組合による処理（他の市町村との共同処理を含む。）	9 (12.9)
③ 他の市町村、民間事業者等への事務委託	24 (34.3)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 割合は小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 3-2)-⑥ 二次計画等を策定・運用中の都道府県における市町村への支援の実施状況

都道府県名	市町村への支援の実施状況
北海道	○ ブロックごとの連絡会議等への参加・助言 ○ 要請がある場合における市町村間の調整
宮城県	○ 広域化推進協議会の設立等への支援 ○ 広域化推進協議会の設立後のオブザーバーとしての参加
群馬県	○ 広域化を検討するブロック協議会が設立されていない場合における協議会の設立支援 ○ 広域化を検討するブロック協議会が設立されている場合における協議会への出席、広域化に係る情報提供等
埼玉県	○ 一部事務組合への県職員の派遣 ○ 広域清掃協議会の建設検討委員会に委員として参画 ○ 市町村に対して、広域処理について個別に助言
愛知県	○ ブロック会議にオブザーバーとして参加 ○ 相談があった場合等における助言
大阪府	○ 広域化を検討している自治体に対する相談対応、情報提供等 ○ 広域化支援策の国への要望
香川県	○ 施設整備等に当たっての循環型社会形成推進交付金制度に係る照会への対応、制度説明等
愛媛県	○ 市町等から施設の新設について相談がある場合における技術的な助言

(注) 当省の調査結果による。

表 3-2)-⑦ 都道府県の意見等

<p>(山形県)</p> <p>同一ブロック内の他の一部事務組合と共同処理ができなかった一部事務組合は、豪雪地帯の特例を適用しなくとも、面積要件でごみ焼却施設の新設を単独で申請することができる条件下にある。</p> <p>(大阪府)</p> <p>ごみ処理の広域化は、環境対策の高度化のほか、行政コストの削減や発電効率の向上等のメリットがある一方、処理施設の周辺住民の理解や、関係自治体間の合意形成が難しいケースもあるなどの課題がある。しかし、現行の広域化の支援策としては十分でなく、さらに、平成 26 年 5 月に改正された地方自治法により新たな広域連携制度（連携協約制度、事務の代替執行制度）が創設されたことから、交付金制度等において、新たな広域連携、一部事務組合などの組織化やその運営に要する経費への助成や、処理施設の立地自治体への優遇措置など、広域化を加速化できるよう制度の充実を図ってほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。